

速度取締り指針

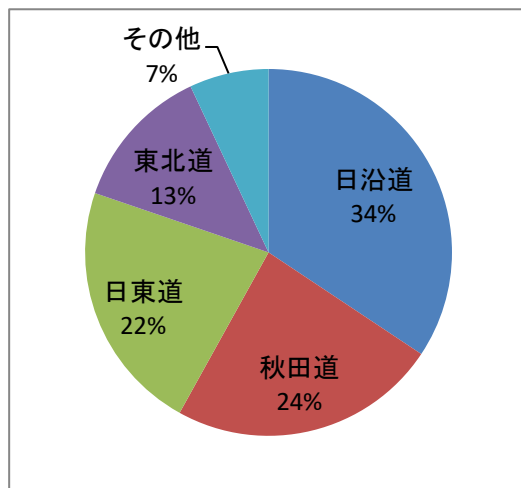
秋田県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

重点路線	重点区間	規制速度
東北横断自動車道釜石秋田線(秋田道)	岩手県境～秋田北IC	70又は80km/h
東北縦貫自動車道弘前線(東北道)	青森県境～岩手県境	80km/h

☆ 重点路線・区間以外であっても取締りを行います。

☆ 規制速度は、気象状況等により変わります。

令和5年6月30日現在の管内主要4路線における交通事故状況



▽ 発生路線別では、日沿道が113件(34%)、秋田道が78件(24%)、日東道が73件(22%)、東北道が42件(13%)、と主要4路線で306件(93%)発生しています。

▽ 東北道は、全線2車線で見通しの悪い山間部を縦断しているため、速度超過による交通事故が懸念されることから、秋田道とともに速度取締りの重点路線としています。

令和5年6月30日現在の管内の交通事故状況

○ 高速隊管内では、昨年より5件少ない329件(人身事故4件、物件事故325件)の交通事故が発生しています。

交通死亡事故の発生はありません。死者数は2人減少しました。

○ 事故の原因は、前方不注視が最も多く、降雪期にはハンドル操作やブレーキ操作不適による交通事故が多く発生しています。

高速道路を安全に走行するために

- 携帯電話の使用はサービスエリア、パーキングエリアをお願いします。
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用をお願いします。
- 前車との安全な車間距離を保たずに追従進行すると「車間距離不保持違反」となります。
- 片側2車線で追越しが終わった後も追越車線を走行し続けると「通行帯違反」となります。
- パンクやエンジントラブル等が発生し停止せざるを得なくなった時は、停止表示機材を表示させたうえで、車内にとどまらず、速やかに車内から出て安全な場所に避難してください。